水戸市水泳協会運営組織内規

〈目的〉

第1条 本会規約第4条2項及び第23条により、運営に関し必要な事項について次のとおり業務 分担し、常任理事、理事、会員から業務担当者を定めるものとする。

〈運営組織〉

- 第2条 本会の運営組織は次のとおりとする。
 - (1)競技運営·強化
 - ア. 本会が主催,主管する水泳競技会及び競技運営に関すること。
 - イ. 強化事業及び指導研究調査に関すること。
 - (2) 庶務・研修
 - ア. 総会及びその他各種会議に関すること。
 - イ. 表彰及び研修に関すること。
 - ウ. その他役員派遣及び会員相互の親睦と融和連絡に関すること。
 - (3) 少年団
 - ア.スポーツ少年団に関すること。
 - (4) 普及・振興
 - ア. 水戸市内の学校等及び水泳関連団体との連携に関すること。
 - イ. 水戸市内の水泳に関わる大会事業等の依頼及びその他派遣依頼に関すること。
 - ウ. 水泳及び水府流水術の普及に関すること。
 - 工. 水戸市水泳教室指導員の選考及びその他指導依頼に関すること。
- 第3条 本会事業は、副理事長及び常任理事を各業務総括に定め、事業運営し相互に連携 協力する。
 - 2. 各業務の重要事務は、理事長の認可を経て行う。
 - 3. 各業務の経費は、理事長の認可を経て会計理事が処理する。

〈付則〉

- この内規は、平成24年7月7日から施行する。
- この内規は、平成27年4月18日一部改正する。